

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定の取り消しを求め、公開するべきである。

請 求 日 平成22年10月15日（平成22年10月15日受付）

請求内容 夏期大学講座、桔梗グリークラブ、公民館展の現金出納帳

実施機関の処分 平成22年10月28日付名教生第537号

（公文書不存在決定通知書）

3 実施機関の説明趣旨

公開請求のあった文書は実施機関で保有していないため、公文書不存在決定をした。

4 異議申立ての理由

公開請求した文書は、過去に実施機関が異議申立人に通知した実地調査の結果に「夏期大学は3回分の参加費として、1,000円を徴収。徴収したお金から、講師謝礼・交通費等を支出し、不足する分を公民館の事業費より支出している。会計帳簿あり。」

「主催学級のグリークラブの会費について、従来は月に1,2回の開催であったが、参加者の要望により月4回開催している。回数増加に伴う資金面の不足は、グリークラブの参加者が会費を集めて、参加者の会計担当者が処理している。公民館は主催学級として月1回の講師料を支出し、会場代を無料としている。公民館の支出する部分については、会計帳簿あり。」

「公民館展を開催するにあたり、実行委員会を立ち上げている。バザー部門についてはバザーや野菜・花を販売して得た収益金の中から必要な備品が購入され、公民館に寄付される。会計帳簿あり。内容については、実行委員会や館長の諮問機関である公民館運営委員会に報告されている。」

とある。これらの存在すると記載されている文書を、実施機関が不存在と決定する理由とは認められず、公開を求めるものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する

### (2) 本決定について

まず、異議申立人が平成22年10月15日付公文書公開請求書、及び当異議申立てにおいて存在するという夏期大学講座、桔梗グリークラブ、公民館展の現金出納帳の保有及び管理主体を明確にする作業をおこなった。

今回の夏期大学講座、桔梗グリークラブ、公民館展の各活動は、公民館主催事業であることを確認した。

次に、公民館の管理運営業務に関する協定を締結している指定管理者が実施機関たりうるかについて検討するが、現行条例では規定されておらず、実施機関には当たらないと判断する。

更に公民館を管轄している実施機関である教育委員会に確認したところ、公開請求のあった現金出納帳、その写しやそれに類する文書も含めて保管保有していないとのこ

とである。このことから、当審査会でも不存在と判断した。

### (3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

## 6 審査会の意見

今回の異議申立てにより、公民館を直接実施機関が管理した場合と指定管理者制度で運用した場合とは、情報公開制度運用に差が生じることが判明した。

条例では指定管理者は実施機関に当たらず、条例を直接適用するには無理がある。

しかし、実施機関が管理運営すべき公民館を指定管理者に委託していることからいえば、公民館は市の責務で運営することに変わりはない。指定管理者であっても公共性に鑑み、市民の知る権利に基づく情報公開請求権に不均衡が生じないように、実質的には市と同様の情報公開の責務、説明責任を負っていると考えられる。

今回請求のあった3件の夏期大学講座、桔梗グリークラブ、公民館展に関する文書については、名張市桔梗が丘・桔梗が丘南公民館指定管理者協定書第25条の文書に該当すると考えられる。それらの文書については、同協定書第26条により条例に準じた情報公開制度運用をするよう、同協定第16条に基づき実施機関が指定管理者に指示することが望ましい。

また、指定管理者がその業務を遂行するにあたり作成取得した文書は公的な性格を帯びるということを念頭において、公民館指定管理者協定に基づいて、実施機関は適切な文書管理を指示する必要がある。

そして、市は、指定管理者が扱う文書についても市民の知る権利を保障するよう配慮することが望ましい。

## 7 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年12月8日	実施機関からの諮問書の受理
平成22年12月13日	第36回審査会 審査
平成22年12月24日	第37回審査会 審査
平成23年1月17日	第38回審査会 実施機関からの事情聴取 審査
平成23年1月24日	第39回審査会 異議申立人からの事情聴取 審査
平成23年2月15日	第40回審査会 審査
平成23年2月22日	第41回審査会 審査
平成23年3月15日	第42回審査会 審査
平成23年3月24日	第43回審査会 答申

## 8 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	森 久 恵	三重弁護士会弁護士
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授